

議案第 号

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成28年2月 日提出

岡谷市長 今井 竜 五

理 由

貸付要件の一部を見直すため、改正いたしたい。

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和41年岡谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「身体が健康で」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和41年岡谷市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年1月24日 条例第3号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成23年 2月18日条例第 4号</p> <p>（貸付の対象及び要件）</p> <p>第5条 資金の貸付を受けることができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第124条の規定による高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校(以下「学校」という。)の生徒及び学生で、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 岡谷市に生活の本拠を有し、引き続き1年以上居住している者又はしていた者であること。</p> <p>(2) 成績が優秀で身体が健康であること。</p> <p>(3) 経済的理由により就学が困難と認められること。</p> <p>(4) 独立行政法人日本学生支援機構その他の団体から別に学資等の貸与を受けていないこと。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成23年条例第4号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年1月24日 条例第3号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成28年 月 日条例第 号</p> <p>（貸付の対象及び要件）</p> <p>第5条 資金の貸付を受けることができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第124条の規定による高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校(以下「学校」という。)の生徒及び学生で、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 岡谷市に生活の本拠を有し、引き続き1年以上居住している者又はしていた者であること。</p> <p>(2) 成績が優秀であること。</p> <p>(3) 経済的理由により就学が困難と認められること。</p> <p>(4) 独立行政法人日本学生支援機構その他の団体から別に学資等の貸与を受けていないこと。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成28年条例第 号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>